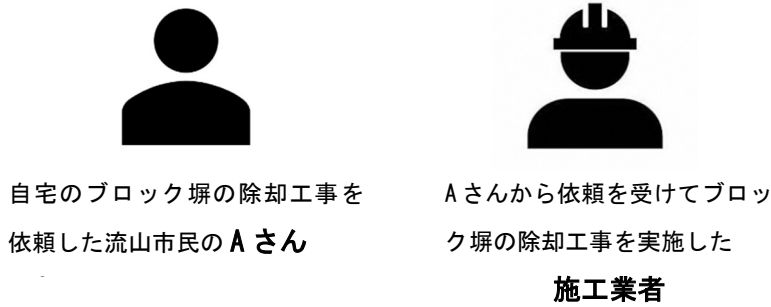


耐震診断・耐震改修・ブロック塀除却補助で利用できる

代理受領制度のご案内

費用支払い時の負担を軽減する制度です。

【ブロック塀除却工事の場合の例】

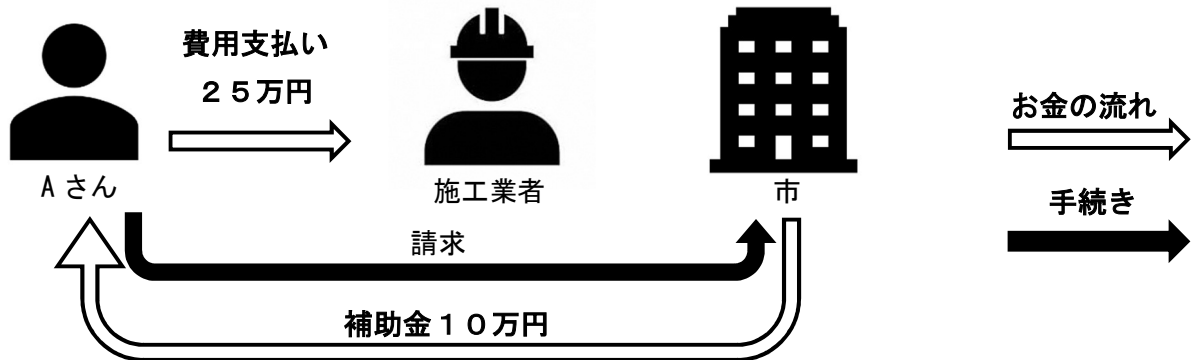


費用	25万円
補助金	10万円

の交付決定が下りている

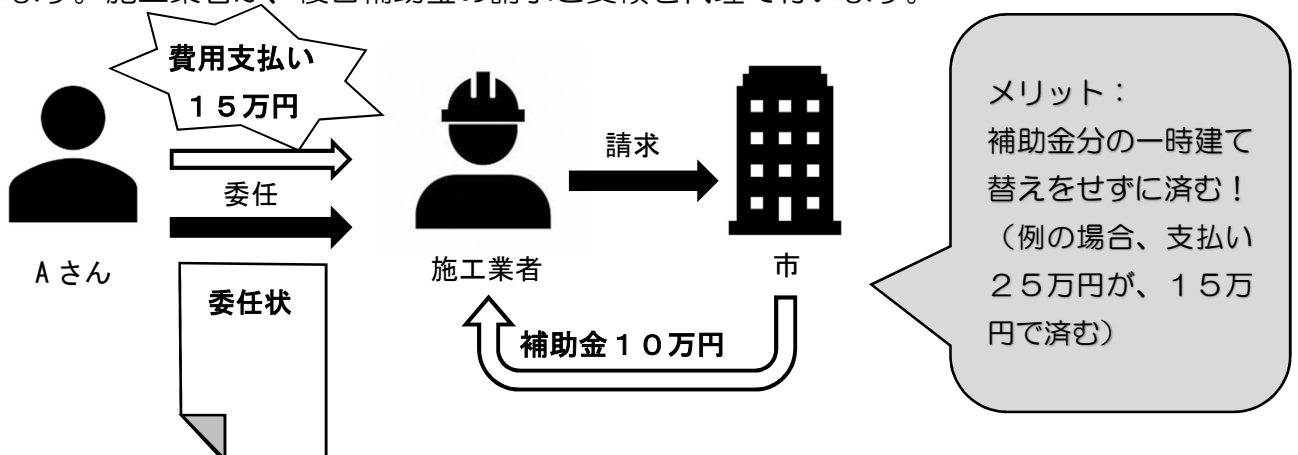
○代理受領制度を利用しない場合

Aさんは、ブロック塀除却工事後に費用の全額**25万円**を施工業者へ支払います。実績報告等の手続きを経て、約1か月後に、市から補助金**10万円**が支払われます。



○代理受領制度を利用する場合

Aさんは、ブロック塀除却工事後に補助金の請求と受領を施工業者に委任します。Aさんは、費用の25万円から補助金10万円を差し引いた**15万円**を施工業者へ支払います。施工業者が、後日補助金の請求と受領を代理で行います。



ブロック塀除却補助金の場合の手続きの流れ

- ① ブロック塀除却補助金の交付申請をする
- ② 交付決定通知が自宅に届く
- ③ 施工業者と契約を交わす
- ④ 除却工事の実施

～除却工事が終わったら～（ここからが通常の手続きと異なるところです。）

- ⑤ 補助金の請求と受領を施工業者へ委任する。
- ⑥ 施工業者へ契約金額から補助金額を差し引いた額を支払い、補助金額を差し引いた額の領収書を受け取る。
- ⑦ 実績報告書を提出する
- ⑧ 交付確定通知が自宅に届く

～ここからは委任を受けた施工業者が行います～

- ⑨ 委任状とともに市へ請求書を提出する
- ⑩ 補助金が施工業者の指定口座に振り込まれる

実績報告書の添付書類

（申請者本人が提出）

1. 実績報告書（別記第5号様式）
2. 写真
3. 契約書の写し
4. 領収書の写し
5. 処分報告書
6. 委任状の写し

提出前のチェックポイント

- 契約書の金額は、交付申請書に添付した見積書の金額と同じ額である。
- 委任状には、交付決定通知書に記載されている補助金額と同じ額が記載されている。
- 領収書の金額は、契約書の額から補助金額を差し引いた額となっている。

請求書の添付書類

（耐震診断士が提出）

1. 請求書（別記第7号様式）
2. 委任状の原本

提出前のチェックポイント

- 請求書の額は、交付決定通知書に記載のある補助金額と同じ額である。
- 請求者は、委任状に記載のある代理人（施工業者）と同一である。
- 指定口座は、代理人の口座となっている。
- 委任状は、実績報告時に提出した委任状の写しの原本である。

◆お問合せ

流山市役所 建築住宅課 電話：04-7150-6088